

日専連E T Cカード会員特約

第1条（本カードの発行）

1. 株式会社日専連旭川（以下「当社」という。）は、当社のカード会員規約およびコーポレート会員規約（以下「会員規約」という。）に基づく個人会員および法人会員（以下「会員」という。）で、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路事業者または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社が業務提携する料金決済契約者とE T C決済契約を締結した事業者（以下「道路事業者」という。）が別途に定める「E T Cシステム利用規程」を承諾のうえ、本特約に定めるE T Cカード（以下「本カード」という。）の発行を申込み、当社がこれを認めた方に、本カードを発行するものとします。
2. 本カードはE T Cシステムを利用するための専用カードです。なお、道路事業者所定の料金所においては、本カードの提示により道路事業者所定の料金支払いを申し出ることができるものとします。
3. 会員が本カードを利用する場合、会員規約および本特約が適用されます。また、E T Cシステムを利用した道路の通行方法、車載機の利用方法その他の事項については、「E T Cシステム利用規程」に定めるところによるものとします。

第2条（本カードの貸与と取り扱い）

1. 当社は、本特約第1条1項により、当社が認めた会員に会員規約に基づき発行し貸与している日専連旭川カードとは別に、本特約に基づき発行した本カードを貸与するものとします。
2. 本カードの所有権は当社に属し、本カードは表面に印字された会員本人および法人会員において当社に届け出た使用者以外は使用できないものとします。
3. 会員は、本カードを他人に貸与・譲渡・質入れ・寄託はできないものとし、日専連旭川カードと同様に善良なる管理者の注意をもって使用・管理するものとします。

第3条（本カードの有効期限）

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示した年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限の満了までに、本特約の解約の申し出がない会員で、且つ当社が引続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与するものとします。

第4条（年会費）

会員は、本カード所定の年会費を日専連旭川カード利用代金と同様の方法で支払うもの とします。
なお、本カードの年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条（利用代金の支払いおよび利用可能枠）

1. 会員は、本カードを利用して「E T Cシステム利用規程」に基づいてE T Cシステムに記録された料金または本特約第1条第2項で支払いを申し出た料金を日専連旭川カード代金と合算し所定の方法で支払うものとします。ただし本特約における会員の利用代金はショッピング1回払いとなります。
2. 前1項の利用料金は、道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対し当該請求額を支払うものとします。なお、道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。

3. 本カードの利用可能枠は、日専連旭川カードの利用可能枠と共用であり、会員規約により当社が定めたカード利用可能枠の範囲内とします。会員がカードの利用枠を超えて本カードを利用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。
4. 第1項の定めにかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら料金を徴収することがあります。この場合、当社が道路管理者に対して料金の徴収に必要な情報を提供することがあることについて会員は予め承諾するものとします。

第6条（再発行）

本カードの紛失、盗難、破損および汚損により使用が不可能になった場合で、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行するものとします。なお、この場合、会員は本カードの再発行手数料550円（消費税込）を支払うものとします。

ただし、利用者の責によらず、本カード自体にETCシステムの利用ができない明らかな原因があると認められた場合はこの限りではありません。

第7条（紛失・盗難）

本カードの紛失・盗難については、会員規約における「紛失・盗難」および「会員保障制度」が適用されます。ただし、本カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について重大な過失があったものとみなします。

第8条（利用停止措置）

会員が本特約もしくは会員規約に違反し、または本カードもしくは日専連旭川カードの使用状況が適当でないと判断した場合、当社は会員に通知することなく本カードの利用停止の措置をとることができるものとします。なお、当社は当該利用停止の措置にかかる道路上での事故を含め、これを解決もしくは損害賠償の一切の責任を負わないものとします。

第9条（解約）

1. 会員は、当社所定の方法により本特約を解約することができるものとします。
2. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本特約を解約することができるものとします。
 - （1） 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
 - （2） 会員が本特約および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - （3） 当社が有効期限を更新した本カードを発行せず、本カードの有効期限が経過した場合。
 - （4） 会員が日専連旭川カードを解約する場合は、本カードも同時に解約となるものとします。
3. 会員は、いずれの場合においても当社所定の方法により本カードの解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。

第10条（道路事業者への個人情報の提供）

会員は、当社が妥当と判断した場合に、道路事業者に対し必要な範囲で会員の情報を提供する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第11条（免責）

1. 当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETC会員に対して、道路上での事故および車載器に関する紛議に関し、これを解決もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。

2. E T C会員は、車輛の運行に際し、車載器について定められた用法に従い、必ず本カードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、本カードの使用を中止し、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本カードの毀損、変形、機能不良などに基づく、E T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負いません。
4. 本カードに付帯して道路事業者が提供するサービス等について疑義が生じたときは、E T C会員は道路事業者との間で当該疑義を解決するものとし、当社は、当該サービス等に関わるE T C会員の損失、不利益に関して一切の責任を負いません。

第12条（特約事項の改定）

将来において本特約が改定された場合は、当社がその内容を通知した後に、会員が本カードを利用することにより変更事項を承認したものとみなします。

第13条（その他）

本特約に定めのない事項については会員規約を準用するものとします。

本カード申込に関する個人情報の取り扱いについて

1. 本カード申込書に記載された、当社が取得した個人情報については、お客様に連絡のため利用させていただくほか、お申込みいただいた本カードの発行に関する手続きおよび道路業者に対し、必要な範囲で提供または預託する場合があります。
2. 当社が本カード発行のため取得する個人情報は、お客様の氏名、カード番号、生年月日、住所、電話番号で、本カード発行に必要な最小限な個人情報とします。なお、上記以外の個人情報をやむを得ず習得させていただくことがあります。その場合においても当社が本カードの発行に必要な範囲内とします。
3. 当社は、本カードの発行および手続きのため、当社が取得した個人情報を預託に関する契約を締結した企業に対し、個人情報の保護措置を講じたうえで、情報処理や手続き等のために預託する場合があります。
4. 当社がお客様の個人情報を取得することに同意いただけない場合は、本カードの発行に応じられない場合があります。
5. お客様は、当社に対し登録されている個人情報の開示を請求することができます。また、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。
6. 当社の個人情報に関するお問い合わせは下記にてお受けいたします。

株式会社 日専連旭川 お客様相談室

電話（0166）30-2918

平日9：00から17：00（年末年始、土日祝日除く）

個人情報管理責任者：個人情報統括管理者

2024. 3